

会 議 録

会議の名称	西東京市個人情報保護審議会（第1回）
開催日時	平成28年5月20日（金）午前10時00分から正午まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎 庁議室
出席者	（出席委員） 横澤委員、河野委員、茶谷委員、海老澤委員、濱野委員、大川委員 （説明員） 市民部市民課長、市民税課長、健康福祉部生活福祉課長、生活福祉課主幹、市民課受付係長、市民課戸籍係主事 （事務局） 総務部総務法規課長、総務法規課法規文書係長、法規文書係主任、法規文書係主事 （欠席）横道委員、岡本委員
議 題	議題1 個人情報の収集及び目的外利用について（諮問） ほか
会議資料	資料1-1 諮問書（写） ほか
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○会 長 それでは、議題1 個人情報の収集及び目的外利用について審議する。事務局からの説明を求める。</p> <p>【担当課から説明】</p> <p>○会 長 担当課からの説明に対し、質問等はあるか。</p> <p>○委 員 資料1-1、2頁の表1の5で施設入所等児童等とあるが、給付金は児童にも支給するのか。年齢制限はないのか。</p> <p>○説明員 児童にも支給する。年齢制限はない。</p> <p>○委 員 資料1-1の3頁で、臨時職員及び派遣社員に対する研修を実施するとあるが、昨年度の研修は、どの程度実施したのか。</p> <p>○説明員 総務法規課から個人情報保護制度に関する研修を受け、生活福祉課においても個人情報保護制度に関するパンフレットを用いて説明し、研修レポートを13回提出させた。</p> <p>○委 員 研修レポートには、具体的にどのような内容を記入するのか。</p> <p>○説明員 研修を受けて、どのような項目をどの程度理解したかを記入させるものである。</p> <p>○委 員 研修レポートの内容を生活福祉課職員が見てどう感じたか。</p> <p>○説明員 臨時職員及び派遣社員から提出されるレポートは、生活福祉課職員が全て目を通してしている。重要なポイントは捉えて理解していると見受けられた。</p>	

中には、個人情報保護について、ここまで徹底しないといけないのかといった感想もみられた。

- 委員 臨時職員及び派遣社員は、何人程度いるのか。
- 説明員 臨時職員が最大2名、派遣社員が最大14名である。
- 委員 給付金の支給に際し最も危険なことは、通知類を関係のない人に誤って郵送してしまうことである。プライバシーマークを取得しているような企業でも、このような誤配送が多数発生しているところである。誤配送の防止に関して、特段の配慮を行っているのか。
- 説明員 住民基本台帳に記載されている住所あるいは送付先に設定されている住所に確実に送付するよう徹底している。
- 委員 封筒に印字された宛名と内容物の宛名が異なるようなことがないよう配慮しているか。
- 説明員 内容物は一枚であり、窓空き封筒に入れて送付するため、宛名と内容が異なってしまうことはない。封入をした上で、出力された件数と発送件数が一致するかを確認している。
- 委員 資料1-1、2頁の表1の4、配偶者からの暴力を理由とした避難事例に関して、どのように記録を管理しているのか。今回の給付金の支給に関し、これらの情報をどのように反映しているのか。
- 説明員 配偶者からの暴力を理由とする支援措置対象者のデータに関しては、市民課で支援措置の申出を受け付けたものを閉鎖されたネットワークの中で管理し、該当データにフラグを立てて関係課で共有している。ネットワークには、2段階のパスワード認証により限られた権限の者しか入れないような仕組みになっている。
- 委員 パスワードは、個人ごとに付与されるものか。
- 説明員 そのとおりである。また、パスワードは、毎日更新されることになっている。
- 委員 資料1-1、3頁の7、個人情報を含むデータの廃棄及び消去について、廃棄及び消去を実施したことを文書により記録を残すとあるが、具体的にどのような項目を文書に記録するのか。
- 説明員 文書に記録する項目については、今後、詳細を検討する予定である。記録すべき項目について、ご意見があれば、検討の参考としたい。
- 委員 基本的に誰の情報を消去したという個人情報は、記録すべきではない。廃棄の記録自体が個人情報になってしまうからである。何月何日、こういうファイルを誰が消去したという記録を残すべきである。マイナンバーに係る安全管理措置に準じて取扱いを徹底されたらよいと考える。
- 説明員 そのように対応する。
- 委員 給付金の対象となるデータは、市情報システム上のサーバーに残るのか。
- 説明員 市情報システム上のサーバーに残る。全ての対象者情報をいったんサーバーに格納し、不要な情報については全て消去する。
- 委員 昨年度実施した給付金事業について、市民からの意見やクレームのようなものはあったか。もしあれば善処すべきである。
- 説明員 平成27年5月の答申を受け、個人情報の管理を徹底していることもあり、個人情報の取扱いについて市民からの苦情等は特段ないが、申請の仕方等に係る問合せは多数あった。これらの問合せに対しては、適切に対応してきたところである。
- 委員 さきほどの質疑で、市情報システム上のサーバーにいったん格納した情報

のうち不要なものを消去することだが、サーバーに残す必要な情報とは、どのようなものか。

- 説明員 給付金を、いつ何人に支給したという情報を残すことを想定している。
- 委員 低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給要件のうち、「低所得」とは、どのような人が対象となるのか。
- 説明員 住民税非課税の方である。
- 委員 障害の程度は、どのように判定しているのか。
- 説明員 障害基礎年金の受給基準に準じている。
- 委員 さきほど質疑のあった、市情報システム上のサーバーから不要な情報を消去することについては、慎重な取扱いを行っていただきたい。
- 説明員 そのように対応する。
- 委員 臨時職員及び派遣社員の指揮監督は市が行うのか。また、これらの者から個人情報保護の遵守に係る誓約書はとるのか。
- 説明員 派遣社員は、労働者派遣法に基づく派遣であり、指揮命令権は市にあることから、誓約書を別途とる方法もあり得ると考える。派遣元との契約の中で守秘義務を課しており、個別に派遣されてくる社員に対して市が研修を実施している。臨時職員については、市の職員であるので、誓約書をとる。また、臨時職員には、地方公務員法により守秘義務が課せられる。
- 委員 派遣社員から誓約書をとるかどうかは、市の裁量の範囲と考える。他市ではどのように対応しているのか。
- 委員 内閣府の指導では、請負の場合は誓約書はいらない。派遣会社でとっている誓約書の写しを求める例もある。請負なのか派遣法に基づく派遣なのかで取扱いが異なるのではないか。
- 会長 それでは、委員のみで審議するので説明員は退席するように。

◆説明員退席

- 委員 正規職員と臨時職員・派遣社員が混在している状況で、臨時職員に関しては地方公務員法の守秘義務が課せられているものの、派遣社員に関しては指揮監督の権限が市と派遣会社のどちらに属するのかが必ずしも明確でなく、漏えい等に係るセキュリティリスクの懸念がある。
- 会長 では、本諮問については、臨時職員及び派遣社員に対する指揮命令系統を明確にするとともに、特に個人情報の取扱いに関しては、引き続き研修等を実施し、個人情報保護の周知徹底を図ることを附帯意見として、個人情報の収集及び目的外利用を認めるという結論でよろしいか。
- 各委員 異議なし。
- 会長 それでは、そのような趣旨で答申書を作成し、各委員にお諮りした上で決定することとしたいがよろしいか。
- 各委員 異議なし。
- 会長 次に議題2 電子計算組織の結合による証明書等のコンビニエンスストアでの交付について、事務局の説明を求める。

【担当課から説明】

- 会長 担当課からの説明に対し、質問等はあるか。
- 委員 J-LISというのはどのような団体か。総務省の関係の別組織か。

- 説明員 地方公共団体情報システム機構法に基づき設置されており、地方公共団体が共同して運営する組織である。住基ネットやマイナンバー制度に関する業務を行っている。
- 委員 コンビニ交付が可能となる証明書の中に戸籍の全部事項証明書があるが、これには、婚姻、養子縁組、離婚等の非常にプライベートな情報が記載されている。このようなものまでコンビニで交付するのか。各種手続の場面において、戸籍の全部事項証明書が必要なものは、相続関係の確認といったことを除いて少ないと考えられる。これだけ機微にわたる情報が記載されているものについて、そこまで利便を図る必要性がどれだけあるのか。すでにコンビニ交付を導入している他市の例はどうか。
- 説明員 都内では、コンビニ交付を実施している自治体のうち、戸籍の全部事項証明書を取れる自治体が7団体、取れない自治体が12団体である。
- 委員 セキュリティに万全を期していたとしても、万が一情報が漏れた場合に戸籍に記載された秘匿性の高い情報が漏れてしまう危険性がある。戸籍の全部事項証明について、どれだけ需要があるのか。
- 説明員 平成27年度における交付枚数は、戸籍証明が24,724枚、戸籍附票が2,416枚、合計27,140枚である。
- 委員 そもそも戸籍は、電子化されているのか。
- 説明員 平成13年3月から電子化されている。
- 委員 例えば、相続に伴い金融機関で預金の払い戻しをする際に相続人を確定するためには、1通の戸籍だけではなく、複数の自治体から戸籍をとらなければならない場合が多い。にも関わらず、これをコンビニでとることに実益があるのか。
- 説明員 市に本籍がある人には利便性があると考えます。
- 委員 コンビニ交付が可能になると大変便利であるが、セキュリティが心配である。戸籍の全部事項証明書のみならず、どの証明書の情報も漏れたら困る。
- 会長 本件については、委員から質問・意見があった事項について、更に説明を受けた上で審議したいと考えるが、よろしいか。
- 各委員 異議なし。
- 会長 それでは、審議会を再度開催し、説明を求める。
- 会長 以上で本日の審議会は、閉会とする。